

令和3年2月3日

## 福島第一原発事故群馬訴訟

### 上告及び上告受理申立てのご報告

原子力損害賠償群馬弁護団

本年1月21日に東京高等裁判所で言い渡された判決に対し、下記のとおり上告及び上告受理申立てを行いましたので、ご報告させていただきます。

#### 記

**申立日** 令和3年2月3日

**人数** 67名（28世帯）

区域内30名（14世帯）／ 区域外37名（14世帯）

**請求内容** 国に対しては、一律100万円（ただし、原告側から控訴を申し立てていなかった3名について申立額の制限が生じ、29万円。）

東電に対しては、29万円から1494万円まで（控訴審の認容額への上乗せ額ではなく、認容額+上乗せ額の金額）。

#### 請求パターン

- ① 国と東電にいずれも100万円請求【32名】
- ② 国に100万円、東電に100万円を超える増額を請求【16名】
- ③ 国と東電にいずれも29万円請求【3名】
- ④ 国に対してのみ100万円請求（東電には上告せず。いずれも控訴審で東電に対して100万円を超える金額が認容されている。）【16名】

※ ①は、全て区域外の原告。

②は、基本的に控訴審で東電に100万円以上の金額が認容されている原告であり、それを越える金額を東電に請求（ただし、6名は控訴審の認容額100万円未満）。

③は、原告側から控訴を申し立てていなかった原告。

④は、全て区域内の原告。

**請求総額** 国に対し、総額6487万円

東電に対し、総額1億5105万1000円

両請求は別物ではなく、国に対する6487万円の範囲で連帯する（要するに、重なっている。）。

なお、上告を申し立てた原告の控訴審の認容額は合計9462万1000円である。よって、上告審で求める上乗せ額は1億5105万1000円－9462万1000円＝5643万円ということになる。

## コメント

- 控訴審判決により一定の範囲で一審よりも賠償が手厚くなった部分はあるが、まだ不十分な部分は多く、特に区域外避難者については被害の実態に全く見合っていない。原子力損害賠償制度は「最後の一人まで泣き寝入りさせない」という理念の下に策定された制度であり、その法制度の趣旨・理念に則った適切な賠償が行われなければならない。
- 国の責任に関しては、控訴審判決を読み込んだが、原発の安全性に対する意識が完全に欠落している。このような判決をそのままにしておくと、将来の原発の安全規制が益々緩やかになり、主権者である国民が危険にさらされることになる。このような判決は最高裁で是正し、国の責任を明らかにした上で、原発事業者の利益追求のために国民の安全が脅かされないようにしなければならない。